

○豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例施行規則

平成 30 年 5 月 15 日規則第 27 号

豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例（平成 29 年豊川市条例第 28 号）第 10 条の規定に基づき、同条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第 2 条 豊川市豊川海軍工廠平和公園施設（以下「公園施設」という。）を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 掘削その他遺構を毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入らないこと。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携行しないこと。
- (5) 許可を受けないで公園施設内で物品を展示し、又は販売しないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱、扉等に張り紙等をしないこと。
- (7) 公園施設又は附属設備を毀損し、又は滅失しないこと。

(施設等の毀損等の届出)

第 3 条 公園施設を利用する者は、その施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに豊川市豊川海軍工廠平和公園毀損・滅失届（別記様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。